

IV 化学物質関係

1 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

(1) 環境基準

(平成11環告68)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1 pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

(備考)

- (注) 1 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(2) 達成期間等

- ① 環境基準が達成されない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めることとする。
- ② 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- ③ 土壌汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止することとする。

2 ダイオキシン類の排出基準

(1) 大気（排ガス）排出基準

(単位：ng-TEQ/m³)

番号	特定施設の種類	焼却能力	新施設基準	既存施設基準	
				H13.1.15 ～H14.11.30	H14.12.1～
1	焼結鉱（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉 （原料の処理能力が1時間当たり1 t 以上のもの）		0. 1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。） （変圧器の定格容量が1,000KVA以上のもの）		0. 5	2 0	5
3	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。） の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 （原料の処理能力が1時間当たり0.5 t 以上のもの）		1	4 0	1 0
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の 圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供 する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉 （焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5 t 以上 のもの、溶解炉にあつては容量が1 t 以上のもの）		1	2 0	5
5	廃棄物焼却炉 （火床面積の合計が0.5㎡以上又は焼却能力の合計が 1時間当たり50kg以上もの）	4 t / 時以上	0. 1	8 0	1
		2 t / 時以上 4 t / 時未満	1		5
		2 t / 時未満	5		1 0

(注) 1 基準適用場所は各排出口（各煙突）とする。

2 酸素濃度の補正は、焼結炉にあつては、15%、廃棄物焼却炉にあつては12%とする。

3 既存施設とは、H12.1.14までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、H9.12.2以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉（火格子面積2㎡以上又は焼却能力200kg/時間以上のものに限る。）については新施設とする。

4 廃棄物焼却炉の規模は、施設全体の規模ではなく焼却炉（燃焼室）の規模とする。

(2) 水質（排水）排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

番号	特 定 施 設 の 種 類	新施設基準	既存施設基準	
			～H15.1.14	H15.1.15～
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	10	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		—	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		10	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		—	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設		—	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		20	10
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロルシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設		10	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設		—	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		—	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		—	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		—	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		20	10
13	亜鉛の回収（原料として製綱用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		—	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		—	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設に限る。）から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び汚水・廃液を排出する灰の貯留施設		50	10
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		10	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		—	
18	下水道終末処理施設（水質基準対象施設の1から17及び19の施設から排出される下水を処理するものに限る。）		—	
19	水質基準対象施設の1から17の施設を設置する工場・事業場から排出される水の処理施設（これらの施設に係るものに限る。）（下水道終末処理施設を除く。）		10	

- (注) 1 基準適用場所は、事業場の排出口（水質基準対象施設に係る排水口）とする。
 2 複数の特定施設の排水が1の排水口から排出され、基準値が異なる場合には、最も緩い値が適用される。
 3 番号2、4、6の特定施設に係る事業場については、H14.12.1までは適用されない。

3 ダイオキシン類関係特定施設の届出状況

特定施設の種別届出状況

区分	特定施設の種別	H18	H19	H20	H21	H22
大気基準適用施設	1 鉄鋼業燃結施設	0	0	0	0	0
	2 製鉄用電気炉	0	0	0	0	0
	3 亜鉛回収施設	0	0	0	0	0
	4 アルミニウム合金製造施設	3	3	3	3	3
	5 廃棄物焼却炉	22	19	17	16	16
水質基準対象施設	1 パルプ製造用漂白施設	0	0	0	0	0
	2 アセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0
	3 硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
	4 アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0
	5 二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0
	6 カプロラクタム製造用の水洗施設等	0	0	0	0	0
	7 ジクロロベンゼン製造用の水洗施設等	0	0	0	0	0
	8 ジオキサジンバイオレット製造用の洗浄施設等	0	0	0	0	0
	9 アルミニウム又はその合金製造用溶解炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0
	10 亜鉛回収用の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0
	11 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	1	1	0	0
	12 PCB処理施設	0	0	0	0	0
	13 下水道終末処理施設	0	0	0	0	0
	14 水道基準対象施設 1 から 12 の施設を設置する工場等の水処理施設	0	0	0	0	0

(広島県西部厚生環境事務所調べ)